

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和2年1月14日（火）13時45分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 破損燃料用輸送容器（2体）の除熱機能検査について
 - ✓ 破損燃料用輸送容器（2体）では、既認可の構内用輸送容器（7体）に対して、伝熱パスが同一であり発熱量が小さいこと、また除熱評価でも燃料中心部の最高温度が低くなったことから、2体収納時の除熱機能検査は不要と考える
- 破損燃料用輸送容器（2体）の落下に係る線量評価について
- 破損燃料用輸送容器（2体）内水の放射線分解による水素ガス発生について
- 前回面談までのコメントに対する回答
 - ✓ 破損燃料用輸送容器（2体）に係る遮蔽評価における、燃料有効部を均質化するモデルの妥当性、バスケット構造のモデル化の保守性及び軸方向からの線源の寄与に対する考え方
 - ✓ 破損燃料用輸送容器（2体）に係る除熱評価における、設計基準温度の出典及び計算モデルでの燃料配置の考え方
 - ✓ 破損燃料用輸送容器（2体）に係る密封評価における、設計基準温度の出典
 - ✓ 破損燃料用輸送容器（2体）に係る構造強度評価における、設計温度の設定の考え方及び加速度の導出に用いるバネ定数の保守性

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 除熱機能検査の必要性について、規定発熱量を算出した際の想定燃料の選定の考え方を説明すること
 - 除熱評価における設計基準温度が担保している内容について説明すること
 - 密封評価における設計基準温度が担保している内容及び締め付けトルクを管理するための取扱装置の信頼性について説明すること
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 【補足説明資料】破損燃料用輸送容器に係る実施計画Ⅱ章の変更について

- 破損燃料用輸送容器（2体）の落下
- 破損燃料用輸送容器（2体）内水の放射線分解による水素ガス発生について
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る除熱評価書
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る密封評価書
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る構造強度評価書